

山家駐在所だより

令和7年12月号

筑紫野警察署
☎929-0110

～年末の交通安全県民運動～



12月11日(木)から12月31日(水)まで

夕暮れ時以降における交通事故防止について

12月は他の月と比べて夕暮れ時以降の歩行中の死亡事故が多く発生しています。歩行者は、反射材用品や明るい目立つ色の服を着用する、また、近くに横断歩道があるところでは、必ず横断歩道を渡るようにしてください。

「(安全な場所で)止まって、(左右を)見て、(手を上げるなどの)合図を出して、(車が止まるまで)待って渡る」などして安全に道路を横断するようにしましょう。

飲酒運転の撲滅について

飲酒運転による交通事故は、前年に引き続き同じ水準で発生しており、撲滅するにはいまだ至っていません。

飲酒運転は犯罪です！

「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない、そして見逃さない」を地域全体で徹底し、悲惨な事故を未然に防ぎましょう。

また、自転車の酒気帯び運転についても、現在、県下において多数の違反者が検挙されています。自転車も「車両」です。飲酒運転は絶対にやめましょう。

※ 自転車の酒気帯び運転も…「3年以下の懲役または50万以下の罰金」が科されます

自転車の交通ルールの理解と遵守について

自転車利用者の違反行為による交通事故が後を絶ちません。

自転車への切符制度が来年4月1日から導入されます。この制度は16歳以上の自転車運転者が対象となり、信号無視や一時不停止など、100種類以上の違反行為に適用されます。

今一度、自転車の交通ルールを確認して、交通事故を未然に防ぎましょう。

山家地区から悲惨な事故が起きないように、これからも駐在所は交通安全対策を推進していきます。皆さんに無事に新年を迎えられることを願っています。

